

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 28 日

日本労働組合総連合会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）、当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、これまで、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）」（令和 2 年 9 月 30 日付事務連絡）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、母健措置、助成金及び特別相談窓口の期限を延長することとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、構成組織・地方連合会の皆様に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 母健措置の期限について、令和 3 年 1 月 31 日を令和 4 年 1 月 31 日に延長いたしました。

なお、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）については、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、令和 2 年 12 月 25 日付で、医師等及び労働者の氏名の記載欄における押印を不要とすることとしましたので、御留意ください。

母健措置及び母健カードの詳細については、別紙 1 を御参照ください。

2 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和2年12月31日を令和3年3月31日に、当該休暇を取得させる期限について、令和3年1月31日を令和3年3月31日に延長いたしました。助成金の詳細については、別紙2を御参照ください。

3 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母健措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として各都道府県労働局に設けている特別相談窓口の開設期間について、令和3年1月31日を令和4年1月31日に延長いたしました。

働く妊婦の方から、母健措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」、「休業中の給与は支給されるのか」といった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口を御案内ください。特別相談窓口の詳細については、別紙3を御参照ください。

(参考資料)

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)